

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年5月29日

【発行者の名称】

株式会社ひかりホールディングス
(Hikari Holdings Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 倉地 猛

【本店の所在の場所】

岐阜県多治見市笠原町1223番地の14

【電話番号】

(0572)56-1212 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理本部長 立川 征吾

【担当 J - A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ひかりホールディングス

<https://h-holdings.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおい

ては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自 2022年9月1日 至 2023年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年2月29日	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2022年9月1日 至 2023年8月31日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日
売上高 (千円)	1,821,733	2,577,048	2,819,308	3,603,246	5,274,832
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	11,000	116,276	81,212	△33,889	76,024
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する(当期)純損失(△) (千円)	7,468	84,764	43,822	△77,911	28,021
中間包括利益又は包括利益 (千円)	6,730	85,873	51,347	△77,327	25,024
純資産額 (千円)	257,581	245,857	236,355	159,983	185,007
総資産額 (千円)	2,605,609	4,250,643	4,112,551	4,387,146	3,991,350
1株当たり純資産額 (円)	996.67	969.21	931.60	629.39	728.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり(当期)純損失(△) (円)	29.00	335.43	173.42	△303.76	110.89
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	198.19	—	—	65.53
自己資本比率 (%)	9.8	5.8	5.7	3.6	4.6
自己資本利益率 (%)	3.0	41.9	18.2	△38.9	16.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,718	91,936	243,059	5,525	45,912
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,453	29,141	△23,727	△229,757	21,921
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	26,552	△171,354	△26,182	940,324	△420,173
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	847,026	1,476,778	1,367,864	1,527,301	1,174,716
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	159 (10)	188 (14)	199 (8)	185 (13)	198 (9)

(注1) 第8期の潜在株式調整後当期純利益については、親会社に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。なお第8期中、第10期中は、当社株式の期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。

(注2) 第8期の株価収益率については、親会社に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。また、第8期中、第9期中、第9期、第10期中は、取引所における当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

(注3) 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

(注4) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2025年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タイル・石材加工販売事業	27 (1)
建築建材事業	31 (6)
電気通信工事業	79 (1)
土木工事業	12 (－)
総合改修工事業	38 (－)
その他	12 (－)
合計	199 (8)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数(人)	12 (－)
---------	--------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が進み、旺盛なインバウンド需要の増加などにより、景気は穏やかに持ち直している一方で、米国の関税政策、円安を背景とした原材料価格やエネルギー価格の高騰、各国の金融施策に伴う影響などにより、先行きは依然として不透明な状況が推移しております。

各種工事業を主体としております当社グループにつきましては、労働力不足や資材価格・労務費などの上昇の要因も相俟って依然として不透明な経営環境が続いておりますが、タイル・石材加工販売事業、建築建材事業及び土木工事業の主要市場である建設業界においては、政府建設投資は堅調に推移しており、企業業績の回復に伴い民間建設投資も持ち直しの動きが見られます。また、総合改修工事業につきましても、消費税増税により建設需要が高まった2014年前後に建築されたマンション等が修繕時期となり、引き続きの需要が見込まれております。電気通信工事業の主要市場である情報通信関連においては、スマートフォンタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fiなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備が求められるなど、市場ニーズはこれからも見込まれるものと推測されます。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は2,819,308千円（前年同期比9.4%増加）、営業利益は94,327千円（同5.8%増加）、経常利益は81,212千円（同30.2%減少）、親会社株主に帰属する中間純利益は43,822千円（同48.3%減少）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

(タイル・石材加工販売事業)

売上高は276,489千円（前年同期比11.9%増）、セグメント利益は18,927千円（前年同期はセグメント損失24,262千円）となりました。

(建築建材事業)

売上高は596,922千円（前年同期比17.8%減）、セグメント利益は26,019千円（前年同期比14.7%増加）となりました。

(電気通信工事業)

売上高は816,606千円（前年同期比0.0%減）、セグメント利益は54,867千円（前年同期比18.9%減少）となりました。

(土木工事業)

売上高は133,874千円（前年同期比9.9%減）、セグメント損失は3,399千円（前年同期はセグメント利益2,263千円）となりました。

(総合改修工事業)

売上高は995,415千円（前年同期比56.1%増）、セグメント利益は25,490千円（前年同期比31.9%減少）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,367,864千円で、前連結会計年度末に比べ193,148千円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は243,059千円（前年同期は91,936千円の獲得）となりました。主な増加要因は売上債権の減少額116,581千円、税金等調整前中間純利益81,776千円、仕入債務の増加額55,008千円、のれん償却額43,289千円、契約負債の増加額42,803千円、主な減少要因は前渡金の増加額32,862千円、利息の支払額24,089千円、棚卸資産の増加額20,752千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は23,727千円（前年同期は29,141千円の獲得）となりました。主な減少要因は投資有価証券の取得による支出40,484千円、有形固定資産の取得による支出14,052千円等、主な増加要因は投資有価証券の売却による収入36,800千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は26,182千円（前年同期は171,354千円の使用）となりました。主な減少要因は長期借入金の返済による支出217,074千円、社債の償還による支出34,000千円等、主な増加要因は短期借入れ金の純増減額165,000千円、長期借入れによる収入75,000千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	223,094	102.7
建築建材事業 (千円)	371,998	79.2
電気通信工事事業 (千円)	653,186	99.1
土木工事事業 (千円)	113,464	92.8
総合改修工事事業 (千円)	839,325	169.5
合計 (千円)	2,201,069	112.1

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2025年2月28日)	前年 同期比 (%)
建築建材事業 (千円)	635,203	111.9	67,245	95.2
土木工事事業 (千円)	133,604	78.8	31,610	62.0
総合改修工事事業 (千円)	997,879	155.8	2,464	92.3
合計 (千円)	1,766,687	128.2	101,320	81.5

(注1) タイル・石材加工販売事業、電気通信工事事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	276,489	111.9
建築建材事業 (千円)	596,922	82.2
電気通信工事事業 (千円)	816,606	100.0
土木工事事業 (千円)	133,874	90.1
総合改修工事事業 (千円)	995,415	156.1
合計 (千円)	2,819,308	109.4

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

3【対処すべき課題】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2024年11月28日以降、当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクはありません。当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載しております。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

<J-Adviserとの契約について>

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2015年2月1日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

(J-Adviser契約解除に関する条項)

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日

に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項)

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は2,668,954千円で、前連結会計年度末に比べ141,313千円増加しております。現金及び預金の増加192,891千円、前渡金の増加32,862千円、未成工事支出金の増加32,639千円、完成工事未収入金の減少106,420千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は1,443,596千円で、前連結会計年度末に比べ20,112千円減少しております。のれんの減少43,289千円、投資有価証券の増加13,782千円、リース資産（有形）の増加14,943千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は1,433,483千円で、前連結会計年度末に比べ236,996千円増加しております。短期借入金の増加165,000千円、工事未払金の増加50,547千円、契約負債の増加42,803千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は2,442,711千円で、前連結会計年度末に比べ167,143千円減少しております。長期借入金の減少146,245千円、社債の減少34,000千円、リース債務の増加10,899千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は236,355千円で、前連結会計年度末に比べ51,347千円増加しております。親会社株主に帰属する中間純利益43,822千円の計上による利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間における売上高は2,819,308千円（前年同期比9.4%増加）となりました。主な増加要因は、総合改修工事事業の増加357,650千円、タイル・石材加工販売事業の増加29,356千円によるものであります。

(売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は624,810千円（前年同期比4.7%増加）となりました。売上原価率は77.8%と前年同期の76.8%より1.0ポイント増加しております。これは主に原材料費や賃金の高騰等によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は530,483千円（前年同期比4.5%増加）となりました。これは主に従業員が増加した輝龍㈱に係る給与、福利厚生費等諸経費の増加によるものであります。

(営業利益)

当中間連結会計期間における営業利益は94,327千円（前年同期比5.8%増加）となりました。これは主に販売管理費の節減に伴う売上高販管費率の減少によるものであります。

(経常利益)

当中間連結会計期間における経常利益は81,212千円（前年同期比30.2%減少）となりました。これは前年同期において、匿名組合投資利益45,511千円を営業外収益で計上していたことによるものであります。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は81,776千円（前年同期比31.7%減少）、親会社株主に帰属する中間純利益は43,822千円（前年同期比48.3%減少）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 (事業所名)	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
輝龍株式会社 (HIGASHIURAWA Connection Base)	埼玉県 川口市	総合改修工事業	事務所	52	18	自己資金	2025/2	2025/6	—

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 生産能力の増加には該当しないため、完成後の増加能力の記載は省略しています。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2025年5月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	823,900	295,700	295,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	1,119,600	823,900	295,700	295,700	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,769(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,900(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p>	同左

	<p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p>	同左

	<p>「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数(個)	190(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上</p>	<p>同左</p>

	<p>記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数(個)	60(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,400（注4） 資本組入額 1,200（注4）	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資され</p>	同左

	<p>る財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第6回新株予約権（2019年11月26日定時株主総会決議、2020年7月31日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数(個)	162(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,200(注1、注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,400 資本組入額 1,200	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資され</p>	同左

	<p>る財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年9月1日～ 2025年2月28日	—	普通株式 295,700	—	62,910	—	204,842

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	26.14
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	15.08
名古屋中小企業投資育成(株)	愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	6.49
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.05
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.07
石原 真理子	岐阜県多治見市	13,400	4.53
(株)オルスタンダード	東京都武蔵野市桜提2-7-25	6,500	2.19
石原 千雅	岐阜県多治見市	5,200	1.75
(株)紀井大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.42
岩田 修一	愛知県春日井市	3,200	1.08
計	—	206,500	69.83

(注) 上記の他、自己株式が43,000株 (14.54%) あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 43,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 252,700	2,527	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	295,700	—	—
総株主の議決権	—	2,527	—

②【自己株式等】

2025年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株)ひかりホールディングス	岐阜県多治見市笠原 町1223番地の14	43,000	—	43,000	14.54
計	—	43,000	—	43,000	14.54

2【株価の推移】

月別	2024年9月	10月	11月	12月	2025年1月	2月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2024年9月から2025年2月においては取引所における売買実績がありません。

3【役員の状況】

逢坂明彦氏は2025年1月16日に株式会社ひかりホールディングスの取締役を辞任致しました。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,451,815	1,644,706
受取手形、売掛金及び契約資産	※3 455,687	※3 439,459
電子記録債権	※3 64,718	※3 70,785
完成工事未収入金	317,550	211,130
商品及び製品	137,947	127,732
販売用不動産	13,585	13,585
未成工事支出金	19,755	52,395
原材料及び貯蔵品	13,111	12,343
前渡金	21,090	53,952
その他	41,137	51,166
貸倒引当金	△8,759	△8,303
流動資産合計	2,527,640	2,668,954
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 177,019	※2 170,140
機械装置及び運搬具（純額）	28,574	31,131
工具、器具及び備品（純額）	3,588	6,331
土地	※2 232,993	※2 232,993
リース資産（純額）	96,959	111,903
有形固定資産合計	※1 539,135	※1 552,500
無形固定資産		
のれん	693,239	649,949
その他	8,660	6,714
無形固定資産合計	701,900	656,664
投資その他の資産		
投資有価証券	61,466	75,248
保険積立金	37,867	41,347
差入保証金	52,452	53,174
繰延税金資産	41,719	31,233
その他	30,525	33,431
貸倒引当金	△1,357	△3
投資その他の資産合計	222,673	234,431
固定資産合計	1,463,709	1,443,596
資産合計	3,991,350	4,112,551

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	40,746	45,208
工事未払金	257,394	307,941
短期借入金	20,000	185,000
1年内償還予定の社債	68,000	68,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 412,290	※2 416,461
リース債務	32,258	35,514
未払金	92,315	76,086
未払費用	66,874	64,284
未払法人税等	21,062	27,757
未払消費税等	58,166	41,618
未成工事受入金	46,880	45,486
契約負債	13,732	56,535
前受金	231	—
預り金	20,333	20,261
賞与引当金	39,824	36,059
その他	6,377	7,267
流動負債合計	1,196,487	1,433,483
固定負債		
社債	461,000	427,000
長期借入金	※2 2,030,559	※2 1,884,313
リース債務	72,324	83,224
長期未払金	7,069	6,809
役員退職慰労引当金	38,700	38,700
繰延税金負債	202	2,664
固定負債合計	2,609,854	2,442,711
負債合計	3,806,342	3,876,195
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,910	62,910
資本剰余金	204,842	204,842
利益剰余金	1,209	45,031
自己株式	△77,265	△77,265
株主資本合計	191,696	235,518
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△7,626	△100
その他の包括利益累計額合計	△7,626	△100
新株予約権	937	937
純資産合計	185,007	236,355
負債純資産合計	3,991,350	4,112,551

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)		当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	
売上高		2,577,048		2,819,308
売上原価	※1	1,980,200	※1	2,194,497
売上総利益		596,847		624,810
販売費及び一般管理費	※2	507,669	※2	530,483
営業利益		89,178		94,327
営業外収益				
受取利息		206		683
受取配当金		298		338
受取家賃		3,946		4,397
匿名組合投資利益		45,511		—
助成金収入		381		1,632
祝金受取額		—		1,340
その他		5,952		3,910
営業外収益合計		56,296		12,303
営業外費用				
支払利息		20,438		24,089
その他		8,760		1,328
営業外費用合計		29,198		25,417
経常利益		116,276		81,212
特別利益				
固定資産売却益	※3	2,961	※3	2,685
投資有価証券売却益		2,133		1,861
特別利益合計		5,094		4,547
特別損失				
固定資産処分損	※4	1,635	※4	0
投資有価証券売却損		—		3,983
特別損失合計		1,635		3,983
税金等調整前中間純利益		119,735		81,776
法人税、住民税及び事業税		29,181		25,815
法人税等調整額		5,789		12,138
法人税等合計		34,971		37,954
中間純利益		84,764		43,822
親会社株主に帰属する中間純利益		84,764		43,822

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
中間純利益	84,764	43,822
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,109	7,525
その他の包括利益合計	1,109	7,525
中間包括利益	85,873	51,347
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	85,873	51,347

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	62,910	204,842	△26,812	△77,265	163,674	△4,628	△4,628	937	159,983
当中間期変動額									
親会社株主に帰属する 中間純利益			84,764		84,764				84,764
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					—	1,109	1,109	—	1,109
当中間期変動額合計	—	—	84,764	—	84,764	1,109	1,109	—	85,873
当中間期末残高	62,910	204,842	57,951	△77,265	248,438	△3,519	△3,519	937	245,857

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	62,910	204,842	1,209	△77,265	191,696	△7,626	△7,626	937	185,007
当中間期変動額									
親会社株主に帰属する 中間純利益			43,822		43,822				43,822
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					—	7,525	7,525	—	7,525
当中間期変動額合計	—	—	43,822	—	43,822	7,525	7,525	—	51,347
当中間期末残高	62,910	204,842	45,031	△77,265	235,518	△100	△100	937	236,355

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	119,735	81,776
減価償却費	33,301	35,697
のれん償却額	43,289	43,289
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△9,528	△3,764
受取利息及び受取配当金	△504	△1,022
支払利息及び社債利息	20,438	24,089
匿名組合投資利益	△45,511	—
売上債権の増減額 (△は増加)	41,146	116,581
棚卸資産の増減額 (△は増加)	21,277	△20,752
未収入金の増減額 (△は増加)	△5,124	△4,841
前渡金の増減額 (△は増加)	△28,897	△32,862
仕入債務の増減額 (△は減少)	83,809	55,008
未払金の増減額 (△は減少)	7,998	△16,229
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3,676	△16,547
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△169,268	△1,394
契約負債の増減額 (△は減少)	△5,524	42,803
その他	4,878	△16,684
小計	115,192	285,149
利息及び配当金の受取額	345	969
利息の支払額	△20,833	△24,089
法人税等の支払額	△9,499	△18,994
法人税等の還付額	6,731	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	91,936	243,059
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△26,081	△14,052
投資有価証券の取得による支出	△10,733	△40,484
投資有価証券の売却による収入	11,295	36,800
定期預金の預入による支出	△5,720	△3,340
定期預金の払戻による収入	12,000	960
匿名組合出資金の払戻による収入	37,010	—
その他	11,369	△3,610
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,141	△23,727
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△145,000	165,000
長期借入れによる収入	280,000	75,000
長期借入金の返済による支出	△345,914	△217,074
社債の発行による収入	97,803	—
社債の償還による支出	△34,000	△34,000
リース債務の返済による支出	△15,277	△19,750
その他	△8,966	4,641
財務活動によるキャッシュ・フロー	△171,354	△26,182
現金及び現金同等物に係る換算差額	△245	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△50,522	193,148
現金及び現金同等物の期首残高	1,527,301	1,174,716
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,476,778	※1 1,367,864

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社名：(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、エムエイトアイ(株)、(株)セラミックワン、
(株)CI' Sイノベーションズ、小林工業(株)、輝龍(株)

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(イ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

(イ) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 製品、販売用不動産、未成工事支出金、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ハ) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 12～24年

機械装置及び運搬具 6～12年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間分に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容については、「(収益認識関係) 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。また、当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生時以降10年間の均等償却で行っております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な項目

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	405,171千円	421,963千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
建物及び構築物(純額)	87,338千円	96,439千円
土地	78,500	119,641
関係会社株式(連結消去前金額)	395,146	395,146
合計	560,984	611,227

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	35,658千円	38,743千円
長期借入金	288,065	280,913
合計	323,723	319,657

※前連結会計年度において、担保付債務に記載していた金額に重要ではない誤謬がありましたので、前連結会計年度の金額を修正再表示しております。

※3 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
受取手形裏書譲渡高	4,158千円	8,852千円
電子記録債権裏書譲渡高	25,419	50,539
受取手形割引高	—	12,017
合計	29,577	71,408

(中間連結損益計算書関係)

※1 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
棚卸資産評価損	2,651千円	2,064千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
給料及び賞与	107,370千円	107,539千円
役員報酬	70,830	75,180
賞与引当金繰入額	6,074	2,734
退職給付費用	757	548
減価償却費	13,314	15,071
のれん償却額	43,289	43,289
貸倒引当金繰入額	564	△1,810

※3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
建物及び構築物 (純額)	545千円	一千円
機械装置及び運搬具 (純額)	2,027	376
土地 (純額)	387	—
リース資産	—	2,308
合計	2,961	2,685

※4 固定資産処分損の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
建物及び構築物 (純額)	663千円	一千円
機械装置及び運搬具 (純額)	17	0
工具、器具及び備品 (純額)	154	—
その他	800	—
合計	1,635	0

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	295,700	—	—	295,700
合計	295,700	—	—	295,700
自己株式				
普通株式	43,000	—	—	43,000
合計	43,000	—	—	43,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結会 計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	295,700	—	—	295,700
合計	295,700	—	—	295,700
自己株式				
普通株式	43,000	—	—	43,000
合計	43,000	—	—	43,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結会 計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金勘定	1,754,398千円	1,644,706千円
預け金(流動資産のその他)	4,903	7,552
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△282,523	△284,394
現金及び現金同等物	1,476,778	1,367,864

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りです。
前連結会計年度（2024年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	61,466	61,466	—
資産計	61,466	61,466	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	529,000	524,337	△4,662
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,442,849	2,439,219	△3,630
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	104,582	98,897	△5,685
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	14,875	14,422	△452
負債計	3,091,308	3,076,877	△14,430

当中間連結会計期間（2025年2月28日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	75,248	75,248	—
資産計	75,248	75,248	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	495,000	485,919	△9,080
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,300,775	2,287,185	△13,590
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	118,738	117,837	△901
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	14,232	14,132	△99
負債計	2,928,746	2,905,075	△23,671

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年8月31日）

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	61,466	—	—	61,466
資産計	61,466	—	—	61,466

当中間連結会計期間（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	75,248	—	—	75,248
資産計	75,248	—	—	75,248

（2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	524,337	—	524,337
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	2,439,219	—	2,439,219
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	98,897	—	98,897
長期未払金（1年内返済予定を含む）	—	14,422	—	14,422
負債計	—	3,076,877	—	3,076,877

当中間連結会計期間（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	485,919	—	485,919
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	2,287,185	—	2,287,185
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	117,837	—	117,837
長期未払金（1年内返済予定を含む）	—	14,132	—	14,132
負債計	—	2,905,075	—	2,905,075

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）、長期借入金（1年内返済予定を含む）、リース債務（同）、長期未払金（同）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 子会社従業員 2名	当社取締役 5名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 子会社取締役 5名 当社従業員 1名 子会社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,900株	普通株式 25,000株	普通株式 20,000株	普通株式 20,000株
付与日	2015年9月1日	2015年12月30日	2017年4月16日	2020年7月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りです。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	176,900	19,000	6,000	16,200
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	176,900	19,000	6,000	16,200

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	368	368	2,400	2,400
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて算定を行っております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、類似会社比準方式に基づく分析結果を勘案し算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当中間連結会計期間末における本源的価値の合計額及び当中間連結会計期間において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当中間連結会計期間末における本源的価値の合計額	507,118千円
当中間連結会計期間中において権利行使された本源的価値の合計額	—千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

① タイル・石材加工販売事業

タイル又は建材メーカー等から発注を受けて販売した時に履行義務が充足されると判断し、販売時に収益を認識しています。

② 建築建材事業と土木工事業

建築会社等から工事の注文を受けて履行義務の充足度合い（工事の進捗度合い）に応じて、一定の期間にわたって収益を認識しています。また、工事期間が短いものなどは完全に履行義務が充足された一時点（引渡し時点）で収益を認識しています。

③ 電気通信工事業

通信事業者等から発注を受けて施工等が完了した時に履行義務が充足されると判断し、役務の提供完了時に収益を認識しています。

④ 総合改修工事業

建設会社等から工事の注文を受けて、履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の全額で収益を認識しています。また、工事期間が短いものなどは完全に履行義務が充足された一時点（引渡し時点）で収益を認識しています。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

当中間連結会計期間における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「受取手形及び売掛金」及び「完成工事未収入金」、「電子記録債権」に、契約資産は「契約資産」に、契約負債は「未成工事受入金」及び「契約負債」、流動負債の部の「その他」に含めております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
売上債権（期首残高）	536,196	770,612
売上債権（中間期末（期末）残高）	770,612	646,184
契約資産（期首残高）	177,763	67,343
契約資産（中間期末（期末）残高）	67,343	75,191
契約負債（期首残高）	301,334	60,844
契約負債（中間期末（期末）残高）	60,844	102,022

契約資産の増減は、収益認識（契約資産の増加）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

なお、当中間連結会計期間中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は51,724千円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する貸借期間が明確でなく、現時点において退去等も予定されていないことから資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社グループは、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、「タイル・石材加工販売事業」、「建築建材事業」、「電気通信工事業」、「土木工事業」及び「総合改修工事業」の5つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
建築建材事業	タイル・石材を中心とした内装・外装工事の施工、エクステリア関連商材の輸入仕入販売、建築写真の撮影
電気通信工事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理
土木工事業	公共工事を中心とした下水工事、道路改良工事
総合改修工事業	総合改修工事、タイル（改修）工事、超高压洗浄、特殊注入工事

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益と調整を行っております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	中間連結 財務諸表 計上額
	タイル・石 材加工販売 事業	建築建材 事業	電気通信 工事業	土木工事 事業	総合改修 工事業	計		
売上高								
顧客との契約から生じる収益	247,133	726,489	817,004	148,655	636,342	2,575,625	—	2,575,625
その他の収益(注3)	—	—	—	—	1,423	1,423	—	1,423
外部顧客への売上高	247,133	726,489	817,004	148,655	637,765	2,577,048	—	2,577,048
セグメント間の内部 売上高又は振替高	22,386	1,747	489	—	—	24,623	△24,623	—
計	269,519	728,237	817,494	148,655	637,765	2,601,671	△24,623	2,577,048
セグメント利益又は 損失(△)(注2)	△24,262	22,684	67,629	2,263	37,438	105,752	△16,574	89,178
セグメント資産	516,157	784,077	1,389,952	338,703	1,138,853	4,167,744	82,898	4,250,643
その他の項目								
減価償却額	9,738	5,394	5,282	616	8,062	29,094	4,206	33,301
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	15,231	24,726	4,199	1,500	7,405	53,062	1,879	54,941

(注1) 調整額の内容は、保険代理業、全社費用及びセグメント間取引消去高であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(注3) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	中間連結 財務諸表 計上額
	タイル・石 材加工販売 事業	建築建材 事業	電気通信 工事業	土木工事 事業	総合改修 工事業	計		
売上高								
顧客との契約から生じる収益	276,489	596,922	816,606	133,874	993,587	2,817,480	—	2,817,480
その他の収益(注3)	—	—	—	—	1,828	1,828	—	1,828
外部顧客への売上高	276,489	596,922	816,606	133,874	995,415	2,819,308	—	2,819,308
セグメント間の内部 売上高又は振替高	37,971	1,273	—	—	159	39,404	△39,404	—
計	314,461	598,195	816,606	133,874	995,574	2,858,712	△39,404	2,819,308
セグメント利益又は 損失(△)(注2)	18,927	26,019	54,867	△3,399	25,490	121,905	△27,578	94,327
セグメント資産	472,922	784,281	1,186,705	304,789	1,314,981	4,063,681	48,869	4,112,551
その他の項目								
減価償却額	10,412	5,178	5,311	1,460	9,370	31,734	3,963	35,697
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,292	968	29,140	—	15,558	47,959	—	47,959

(注1) 調整額の内容は、保険代理業、全社費用及びセグメント間取引消去高であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(注3) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	建築建材 事業	電気通信 工事業	土木 工事業	総合改修 工事業	調整額	合計
当中間期償却額	—	9,553	—	—	33,736	—	43,289
当中間期末残高	—	95,533	—	—	640,996	—	736,529

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	建築建材 事業	電気通信 工事業	土木 工事業	総合改修 工事業	調整額	合計
当中間期償却額	—	9,553	—	—	33,736	—	43,289
当中間期末残高	—	76,426	—	—	573,522	—	649,949

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
1株当たり純資産額	728円41銭	931円60銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	185,007	236,355
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	937	937
(うち新株予約権) (千円)	(937)	(937)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	184,070	235,417
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	252,700	252,700

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
(1) 1株当たり中間純利益	335円43銭	173円42銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	84,764	43,822
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	84,764	43,822
普通株式の期中平均株式数 (株)	252,700	252,700
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	198円19銭	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	174,989	—
(うち新株予約権) (株)	(174,989)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(連結子会社による重要な借入)

当社は、2025年3月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社である輝龍株式会社が資金の借入を行うことを決議し、同社は2025年3月31日に実行いたしました。

1. 資金使途

運転資金の調達を行うことを目的とし、金融機関から借入を行うものであります。

2. 借入金の概要

- (1) 借入先の名称：武蔵野銀行浦和支店
- (2) 借入金額：100,000千円
- (3) 借入金利：変動金利1.60%
- (4) 借入期間：5年
- (5) 担保提供資産：なし

(新株予約権の行使許可)

2025年5月19日開催の取締役会において、第1回新株予約権の行使許可を行うことを決定いたしました。

これに伴い、2025年5月30日に当該新株予約権の行使が予定されています。概要は以下のとおりです。

① 行使する新株予約権の個数	1,769 個
② 増加する資本金の額	33,018,385 円
③ 増加する資本準備金の額	33,018,385 円
④ 増加する株式の種類及び株数	普通株式 176,900 株
⑤ 本資金調達による希薄化の規模	59.82%

これに伴い、2025年5月30日の発行済株式総数は472,600株。資本金は、95,928,385円、資本剰余金は237,860,893円となります。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月29日

株式会社ひかりホールディングス
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市中

代表社員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 杉江 明俊

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。